

生徒心得

校内生活の心得は、学校生活を送る上での必要最低限のルールです。学校生活を明るく楽しいものにするためにも、以下の心得に留意し、これを自主的に実践できるように努めましょう。

1. 登下校

- a 制服を着用し、交通道德、交通法規をよく守り、安全に登校すること。
- b 自転車通学は許可制とし、許可願を提出すること。（＊自転車通学規定参照）
- c 原付、バイク、自動車による通学（自らの運転及び同乗を含む）は厳禁とする。（ただしけが等による理由で保護者が運転する乗用車に同乗する場合を除く）違反した場合は特別指導の対象となる。
- d 下校時刻は 17 時とする。ただし、これ以降居残る場合は所定の手続きをとること。

2. 学校生活

- a 服装・身だしなみ規定を必ず守ること。
- b クラスに日直をおく。日直は黒板の清掃・エアコンの管理及び環境の整備等にあたり、当日の日直日誌を記入して担任に提出すること。
- c 教室及び備品を使用する場合は、担任またはその関係の教員に使用願を提出し、指示を受けること。
- d 学校の施設・物品及び樹木等を誤って破損した場合は、破損届を生活指導部に提出し、その指示を受けること。場合によっては、その一部または全部を現品または金銭で弁償しなければならないこともある。（なお、故意の場合は特別指導の対象となり弁償する）
- e 貴重品は各自で責任を持って管理すること。拾得物、遺失物はただちに担任に連絡するとともに生活指導部に届け出ること。（＊拾得・遺失物について参照）
- f 学校内で、何らかの異常、不審物、不審者を発見した場合はただちに教職員に知らせること。
- g 学校内で、ビラ等を配布または掲示するときは、事前に生活指導部に提出し、その指示に従うこと。（＊掲示物・配布物について参照）
- h アルバイトは原則として禁止する。
- i 食事は教室または校内の飲食禁止区域以外でとること。食べ歩き、飲み歩きは禁止する。
- j 学校に持ちこんだゴミは原則家に持ち帰ること。
- k 喫煙・飲酒・暴力行為・暴言・いじめ・万引き・薬物の乱用等は厳禁。また、ツイッターやフェイスブックなどインターネットサイトの利用について、むやみに個人情報掲載しないよう注意すること。SNS 上での暴言、いじめ、誹謗中傷、反社会的行為にも注意すること。（特別指導の対象となる）
- l 生徒間で金銭の貸し借り、または催し物などの切符や物品の売買をしてはならない。
- m スマートフォン等は授業中及び活動中は電源を切り、カバンの中かロッカーにしまっておく。
- n エレベーターは特別な事情を除き使用しない。
- o ロッカーや下足箱の上に物を置かない。（置いてあるものは遺失物とみなす）

3. 欠席・遅刻・早退・外出について

- a 欠席・遅刻について
 - ・疾病その他やむをえない理由によって欠席・遅刻をする時は、8時 10 分～8時 25 分に定められた方法で保護者が担任に連絡する。連絡や理由なき遅刻は遅刻指導の対象となる。本人による連絡の場合は、保護者が生徒手帳の諸届欄に記入し、翌登校日に担任の確認を受ける。
- b 早退について
 - ・早退を予定している時は、生徒手帳の所定の欄に保護者が事前に明確な理由を明記して、担任に提出し、許可を受ける。

・傷病等で急きょ早退する場合は保健室で確認してもらい、担任、もしくは学年の許可を受ける。

c 外出について

・登校してから下校までの間は許可なく外出することを禁止する。やむをえない事情で外出する場合には、生徒手帳または指定された用紙に必要事項を記入し、担任の許可を得ること。

4. 忌引き・出席停止について

a 忌引きの場合は、次の日数を限度として「忌引届」で届け出ること。なお、忌引きは「出席すべき日数」に算入しない。

・父母の場合 7日以内

・祖父母,兄弟姉妹 3日以内

・曾祖父母,伯叔父母,甥姪 2日以内

・その他同一世帯の者 1日

*遠隔地の場合は、往復日数を加えることができる。

b 次の感染症にかかった場合は、医師が登校に支障がないと認めるまでの期間を出席停止とする。復帰した場合、1週間以内に「学校感染症による欠席届」を担任に提出すること。なお、出席停止期間は「出席すべき日数」に算入しない。

第一種 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱
急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ
新型インフルエンザ 指定感染症及び新感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)

第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹(はしか)

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風しん 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 腸チフス
パラチフス 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 マイコプラズマ感染症
感染性胃腸炎(ノロウイルス等)

その他の感染症

5. 公欠の取り扱いについて

a 下記の理由による欠席は、事前の届を以て「公欠」とする。なお、教科担当者が必要と認めた場合は補講を行うことがある。

・就職試験や進学試験等の受験

・部活動の公式試合や公式の発表会等への参加

・その他,学校長が特に認めたもの

b 「公欠」扱いを受ける生徒は事前に担任または部活動顧問等に事情を申し出て、学校所定の「公欠願」を受け取る。必要事項を記入し、担任または部活動顧問等に提出する。

c 届け出は原則として8日前までに行うこと。届け出が遅れた場合は認められないことがある。

6. 荒天時の対応について

a 出欠の取り扱い

練馬区または自宅の区市町村にて気象等の「特別警報」または「警報」が発令され、登校できない状況と判断される場合は、自宅待機とする。

上記または交通機関の運休、道路の通行止め等により登校が困難である場合は、遅刻や欠席の扱いとしない。

b 時程の変更

次のいずれかの場合、時程を変更する。

・練馬区に気象等の「特別警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」のいずれかが発令されている。

・西武池袋線が運休している。

変更内容は、次のとおりとする。

・6時に解除・復旧されず、8時前に解除・復旧された場合→3限から始業

・8時に解除・復旧されず、10時半前に解除・復旧された場合→午後から始業

・10時半に解除・復旧されなかった場合→自宅学習

状況に応じて時程を変更することもある。この連絡は安心メール等で行う。

7. 自習時間・放課後・休日の活動について

a 自習時間の利用等について

・自習となった時間は、課題のあるなしにかかわらず、当該の教室もしくは指示された場所で静かに学習すること。

・選択授業の関係で空き時間が生じる場合は、図書室等で自習すること。従って、テニスコート、体育館、プール、校庭の使用及び、校外への外出を禁止する。

b 放課後・休日について

・放課後は下記に示す時間までに下校すること。ただし、生徒会活動や部活動等の特別活動のために、定められた下校時間を超過して居残りをする場合は、顧問の指導及び許可を必要とし、当日の昼休みまでに生活指導部に届け出ること。

下校時間	17:00
------	-------

最終下校時間(延長届提出団体)	18:00
-----------------	-------

ただし、春季休業期間中、夏季休業期間中、冬季休業期間中の下校時間は16:30とする。	
--	--

・休日には登校しない。ただし、生徒会活動や部活動等の特別活動のために登校する場合は、別に定める規定により、事前に承認を受けること。

8. 清掃・美化

a 各人の勉学の間である校舎内外では、ごみを落としたり落書きをしないで、清潔・整頓・美化につとめること。

b 清掃当番は放課後に決められた分担区域を清掃する。終了後、清掃当番の責任者は分担区域の担当教員に連絡し、点検をうけること。

c 清掃用具は所定の場所に整理保管する。破損または紛失の場合は担当教員に連絡すること。

9. その他

a 拾得物・遺失物について

・学校に持参するものは、校名、学年、クラス、氏名を明記しておくこと。

・拾得物・遺失物は直ちに生活指導部に届け出ること。

・拾得物の場合は、拾得物ロッカーに保管する。心当たりの者は申し出ること。

・遺失物・盗難の場合は、拾得物ロッカーを確認の上、該当するものがなければ「紛失・盗難届」を提出する。

b 校内掲示物・配布物について

・校内にポスター等を掲示したい場合は、掲示責任者が指導教員を経て生活指導部に届け、許可を得ること。

(許可スタンプを押印)

・指定された場所に掲示すること。(壁がはがれてしまう所は厳禁)

・掲示期限は1ヶ月を上限とする。(それ以上の時はその都度更新)

・許可を得て貼った掲示物は掲示責任者が、その許可された期間内において、責任を持ってはがすこと。

・掲示枚数は原則として1フロアに2枚までとする。なお部活動勧誘ポスターはトータル5枚までとする。

・配布物については、責任者が指導教員を経て生活指導部に届け、学校長の許可を得てから配布すること。

なお個人情報や載ったもの、営利目的等のものは認めない。

c 休日等の登校について

・本校は週休日(土・日曜日)と国民の祝日及び休日等は、機械警備で施錠されている。部活動や講習等の事前の届けがされていない場合は、校舎内に入ることができない。

届け出・願いの手続き

種類	用紙の場所	提出先	提出期限
欠席届	生徒手帳	担任	前日・後日
遅刻・早退届	生徒手帳	担任	当日
外出願	職員室	担任	当日
忌引届	職員室	担任→教務部	前日・後日
出席停止届	職員室	担任→保健室→教務部	復帰後 1週間以内
公欠願	職員室	担任または部活動顧問→教務部	8日前
異装許可願	職員室	担任→生活指導部	1週間前
紛失・盗難届	職員室	担任→生活指導部	当日
施設・設備破損届	職員室	担任→生活指導部	当日
自転車通学許可願	職員室	担任→生活指導部	1週間前
企画届	職員室	生活指導部	1週間前
休学・復学・退学・転学願	職員室	担任	2週間前
学割交付願	職員室	担任→経営企画室	1週間前
住所変更等の届	経営企画室	担任→経営企画室	前日・後日
各種証明書交付願	経営企画室	経営企画室	1週間前

服装・身だしなみ規定

a 服装は所定の制服を着用し、清潔・質素・端正に心がけること。服装規定は、次のとおりとする。

・冬服(正装とする)

男子	制服上下(指定ブレザー・指定スラックス) 白の長袖ワイシャツ ソックス(くるぶし以上、白・紺・黒・グレー、無地のもの)	指定ネクタイ	ベスト・セーター(カーディガンを含む)はブレザー内に着用のみ許可。 (色は、グレー・白・黒・紺・ベージュ・ワンポイント可)
女子	制服上下(指定ブレザー・指定スカートか指定スラックス) 白の長袖ワイシャツ ソックス(くるぶし以上、白・紺・黒・グレー、無地のもの) 儀式の時はスカート着用時のみ「ハイソックス」とする。 ※ニーハイソックス・ルーズソックス禁止	指定ネクタイか指定リボン	(パーカー類は不可) 推奨品を基準とする。

・夏服

男子	制服(指定スラックス) 白のワイシャツ・白のポロシャツ ソックス(くるぶし以上、白・紺・黒・グレー、無地のもの)	ネクタイはしなくても良い	ベストの着用可。(カーディガンは不可)(色は、グレー・白・黒・紺・ベージュ・ワンポイント可) 推奨品を基準とする。
女子	制服上下(指定スカートか指定スラックス) 白のワイシャツ・白のポロシャツ ソックス(くるぶし以上、白・紺・黒・グレー、無地のもの) ※ニーハイソックス・ルーズソックス禁止	ネクタイ・リボンはしなくても良い	

・スカート丈に関しては、カットは禁止とし、カットした場合は買い直す。

b 清潔感があふれる質素で調和のとれた身だしなみを心がける。

- ・身だしなみ(社会性の問題)とおしゃれ(自己の嗜好)をきちんと区別する。
- ・頭髮:染色, 脱色, パーマおよびヘアアイロンを用いた加工等は禁止する。
- ・装身具:ピアス, ネックレス, ブレスレット等の装身具は身につけないこと。入れ墨は厳禁。
- ・はきもの:革靴または運動靴を基本とする。色は原則として黒。サンダル等は禁止。
- ・カバン:色は原則として黒または紺を基調としたもの。形状はいわゆる通学用カバン, リュックなど。
- ・その他:化粧, ネイルアート, マニキュア, カラーリップ, カラーコンタクト, エクステンション, つけ爪等は禁止する。
- ・防寒用のコートについては原則として黒または紺系のものを着用する。冬季はタイツの着用を認めるが, 色は黒の無地のみ。ニーハイソックスの着用は認めない。
- ・パーカー類の着用は認められない。

c 下履き(グラウンド履き), 上履き, 体育館履きは必ず区別し, 指定の場所で履きかえること。

d 儀式の時は, 正装(冬服)とする。自由購入品(オプション)は, 着用しない。

※儀式とは, 入学式, 卒業式, 始業式, 終業式, 修了式等である。ただし, 1学期終業式と2学期始業式については夏服の着用を認める。

e 上記服装・身だしなみ規定に違反し, 改善が見られない場合, 生活指導部指導の対象となる。

自転車通学規定

自転車で通学を希望する生徒は, 次の手続きをとって「自転車通学許可願」を提出すること。

1. 手続き

- a 自転車通学を希望する者は, 事前に自転車損害賠償責任保険等に加入し, 担任に申し出て生活指導部に「自転車通学許可願」を提出し許可を受けること。その際レインコートを提示すること。(使用する自転車は, 防犯登録済みであること:レンタサイクルを除く)
- b 届け出には自宅から学校までの通学路を記入すること。
- c 通学で使用する自転車には学校指定のステッカーを必ず貼ること。(レンタサイクルを除く)
- d 「自転車通学許可願」は毎年更新すること。
- e 自転車通学をやめる場合も必ず届け出ること。
- f 大泉学園駅などから「練馬レンタサイクル」を利用する者も, 同様に許可願の手続きをすること。

2. 心得

- a 「自転車に安全に乗るために」を正しく理解し, 無理な運転は避け, 交通道德, 交通法規を遵守し, 交通事故を起こさないように注意すること。
- b 原則として学校に登録した自転車を使用する。(レンタサイクルを除く)

- c 2人乗りや音楽プレーヤー、イヤホン(片耳、骨伝導を含む)、スマートフォン等を使用しての運転、および傘さし運転は非常に危険なので行わないこと。
- d 学校で定めた置き場所に駐輪すること。
- e 鍵は必ず施錠し、車両整備に万全を期すこと。
- f 雨天その他の理由で自転車を学校に置いて下校する場合は、特に施錠をしっかりとすること。なお長期間学校に駐輪する場合は生活指導部に届け出ること。
- g 歩行者または車両(自動車・バイク・自転車)と接触、事故を起こした場合は、必ず学校に連絡し、状況に応じて警察、救急に連絡を入れる。
- h 雨天時登校する際は、レインコートを着るなどして安全に登校すること。
- i 学校の近隣や駅前に自転車を放置しないこと。
- j 道路交通法の改正(令和4年4月)を踏まえ、自転車に乗る際は、ヘルメットを着用すること。
- k 以上の事項を守れない者は、自転車通学を禁止することがある。

体育施設利用規定

1. 体育館

- a 体育館の使用は次の場合に限る。
 - ・体育授業
 - ・部活動
 - ・始業式、終業式、修了式等
 - ・学校行事上記以外の場合には、体育科の許可を必ず受けること。
- b 体育館内は、必ず学校指定の体育館シューズを着用すること。ただし部活使用の場合は部指定のシューズでもよい。
- c 体育館内での飲食は禁止。
- d 清掃は担当の部あるいは清掃分担の指示を受けたクラスが責任を持って行うこと。
- e 体育館の施設に破損が生じた場合には、軽微であってもすみやかに体育科に連絡すること。部活動時には顧問にも連絡すること。
- f エアコンは生徒が操作することはできない。必要な場合は、体育科もしくは、各部活動顧問に申し出ること。

2. 武道場

- a 武道場の使用は次の場合とする。
 - ・体育授業
 - ・部活動
 - ・学校行事(学年集会等含む)上記以外の場合には、体育科の許可を必ず受けること。
- b 武道場内での飲食は禁止。
- c 清掃は担当の部が責任を持って行うこと。
- d 武道場の施設に破損が生じた場合には、軽微であってもすみやかに部活動顧問あるいは体育科に連絡すること。

3. トレーニング室

- a 施設・環境保全のために
 - ・鍵の貸し出しは職員室、又は体育準備室で行うこととする。
 - ・使用にあたっては運動部単位(3名以上)かつ顧問の直接指導の下を原則とし、個人での使用は一切認めない。

- ・入室は、体育館履きとする。(部活動時に体育館で使用しているシューズも可)
- ・室内での飲食は厳禁とする。
- ・内部の器具を室外に持ち出さないこと。
- ・使用後は器具の整理、清掃を必ず行うこと。

b 安全のために

- ・必ず体育館シューズ、もしくは部活動時に体育館で使用しているシューズを履いて行うこと。
- ・運動前には窓を開け、換気に十分注意すること。
- ・必ず照明をつけて行うこと。
- ・十分、ウォーミングアップをして行うこと。
- ・器具の利用方法を十分に理解して取り扱うこと。
- ・補助者 2 名をつけ、トレーニングを行うこと。
- ・汗はスリップの原因となり、事故につながる。タオルを準備し、器具についた汗を拭き取り、できるだけ床に落とさないように配慮すること。
- ・器材の故障、事故等については必ず体育科へ連絡すること。
- ・以上の事項を守れない団体は、使用禁止の措置をとるので個人が自覚を持ち、責任ある行動をとること。

4. テニスコート

a テニスコートの使用は、次の場合とする。

- ・体育授業
- ・部活動(硬式テニス部)

上記以外の場合には、体育科の許可を必ず受けること。

b コート周辺の清掃はテニス部が責任を持って行う。

c コート及びその周辺に破損が生じた場合は、すみやかに体育科に連絡すること。

d テニスコート内は、運動用シューズを使用すること。特に革靴、スパイク等での使用は厳禁。

e 使用後は必ずコート整備を行うこと。

5. プール

a プール、プール更衣室の使用は次の場合とする。

- ・体育授業時
- ・部活動

上記以外の場合には、体育科の許可を必ず受けること。

b 使用上の注意事項

- ・健康上支障のある者、医師に活動を止められている者、感染性疾患のある者は使用できない。
- ・プール、更衣室はすべて裸足とする。上履きは施設入口で脱ぎプール施設内には持ち込まない。
- ・飲食物は持ち込まない。

c 水泳にあたっての注意事項

- ・準備運動を十分に行うこと。
- ・水泳の前、後にはシャワーを浴び、身体を清潔にすること。
- ・水泳帽、認められた水着を着用すること。
- ・整髪料、身体に塗るもの、ヘアピンなどの金物類はプール内に持ち込まないこと。
- ・プールサイドは滑りやすいので絶対に走らないこと。
- ・とび込みは危険なので厳禁とする。
- ・水着のままプール施設外に出ないこと。
- ・プール日誌、プール内の水質の残留塩素濃度に関しては教職員が対応する。

d その他

- ・事故等，緊急事態が生じた場合は，ただちに教職員に連絡を取ること。
- ・以上の事項を守れない場合は，プール施設の使用を認めない。

部活動について

高校生活をより充実したものにするために，また活動を通して自主性や協力，責任などの態度を育てる目的で部活動は存在します。しかしその活動によって日常の学校生活に支障が出たり，他人に迷惑がかかるようでは意味がありません。個人がしっかりと自覚を持ち，充実した活動にしましょう。

1. 部の活動時間について

- 平日 原則 15:30～16:45(下校時間 17:00)ただし，下校時間を延長した場合の最終下校時間は 18:00 とする。
- 週休日 原則 9:00～16:30(土，日，祝日，長期休業中等 ※「週休日活動届」が必要)
- その他 原則として活動できない日(定期考査 1 週間前，定期考査期間(最終日を除く)，12/29～1/3，入学者選抜日等学校が定める日)

2. 部活動を行う際の留意点

- 活動は原則として顧問の指導の下で行うこと。
- 届出場所以外では活動しない。
- 使用する施設，用具はその団体が責任を持って管理し，破損が生じた場合にはすみやかに顧問教員に連絡すること。
- 対外試合等の際は必ず顧問教員または代行教員の引率を必要とする。
- 以上の事項を守れない団体は，活動停止の措置をとるので，個人が自覚を持ち，責任ある行動をとること。

3. クラブ合宿規定

- 合宿を予定する部活動団体の責任顧問は，生活指導部及び経営企画室と連絡をとり，指定された期日までに必要書類を作成し，生活指導部を経て副校長に提出すること。
- 原則として合同合宿とするが，日程，施設等でやむをえない場合は単独合宿も考慮する場合がある。
- 合宿参加人数は原則として 10 人以上で，顧問教員 2 名以上が引率する。
- 合宿の日数は年 1 回 4 泊 5 日を限度とし，年間を通じて活動している団体であること。

部活動の届け出の手続き

種 類	内 容	提出期限
下校時間の延長	17 時以降活動する時 18 時が最終下校時間	昼休み終了 15 分前 (通常時程の場合は 13:15)
考査前特別活動届	部活動禁上期間に活動する時	2 日前
週休日活動届	土・日など週休日に活動する時	2 日前
部活動報告書	試合・発表会等の結果・内容の報告	後 日
朝・昼練活動届	朝練 7:40～8:20 昼練 12:40～13:15 (短縮時程)12:00～12:35 ※顧問が立ち会うことを条件とする	2 日前

届け出用紙は職員室にあります。顧問の印をもらい部へ提出すること。